

平成 17 年度

厚生労働省予算案の主要事項

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成17年度厚生労働省予算案の概要

平成17年度予算案	前年度予算額	対前年度増加額(伸率)
20兆8,178億円	20兆1,910億円	6,268億円(3.1%)
うち 社会保障関係費 20兆2,240億円	19兆6,391億円	5,849億円(3.0%)

(参 考)

一 般 会 計	82兆1,829億円
増 加 額	720億円
伸 率	0.1%
一 般 歳 出	47兆2,829億円
(一般歳出に占める厚生労働省予算の割合)	43.9%
減 少 額	3,491億円
伸 率	0.7%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成17年度 厚生労働省予算案総括表

【一般会計】

(単位:億円)

区 分	平成16年度 予 算 額 (A)	平成17年度 予 算 案 (B)	増 減 額 (B) - (A)
一 般 会 計	201,910	208,178	6,268
・ 社 会 保 障 関 係 費	196,391	202,240	5,849
・ 科 学 技 術 振 興 費	1,077	1,078	1
・ そ の 他 の 経 費	4,442	4,860	418

(注)平成16年度予算額は、当初予算額である。

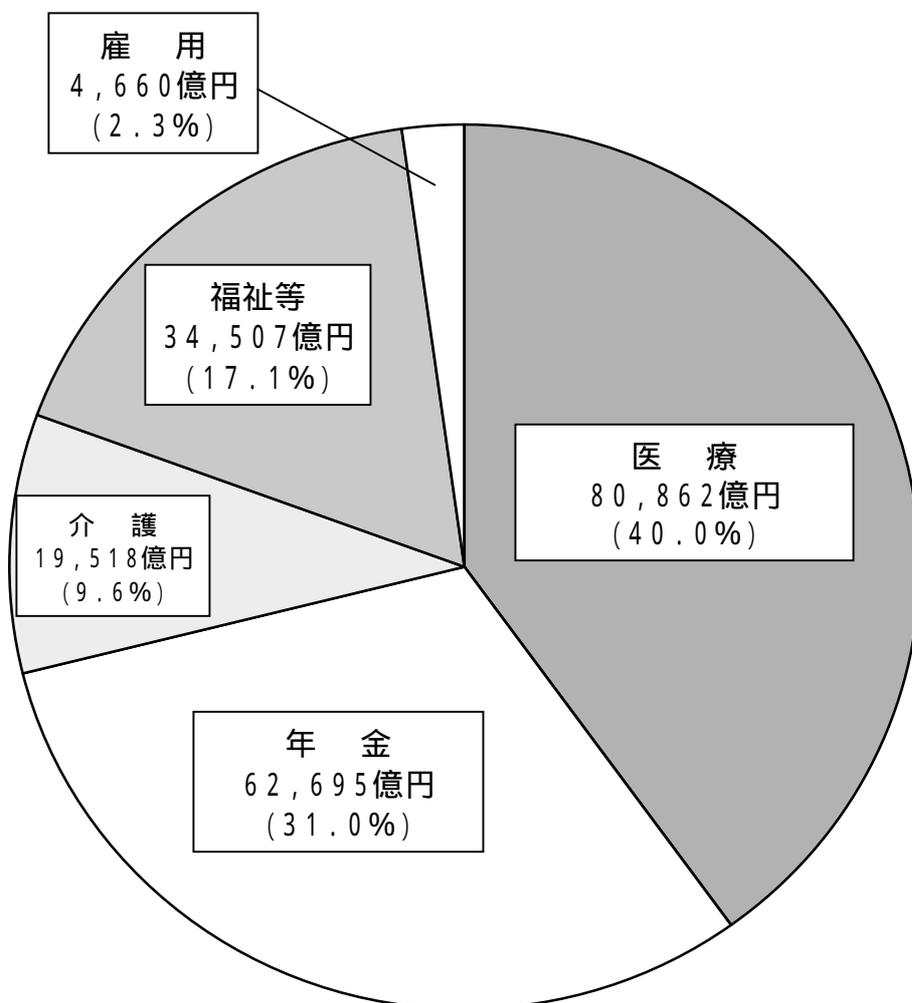
〔計数整理の結果、異動を生ずることがある。〕

平成17年度厚生労働省一般会計予算案

社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予 算 案	増 減 額
社会保障関係費	196,391	202,240	5,849 (3.0%)
医 療	81,445	80,862	583 (0.7%)
年 金	58,246	62,695	4,449 (7.6%)
介 護	17,921	19,518	1,596 (8.9%)
福 祉 等	33,478	34,507	1,028 (3.1%)
雇 用	5,301	4,660	641 (12.1%)



(注) 1. 平成16年度予算額は、当初予算額である。

2. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合致しないものがある。

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(表3)

【特別会計】

(単位:億円)

区 分	平成16年度 予 算 額 (A)	平成17年度 予 算 案 (B)	増 減 額 (B) - (A)
特 別 会 計	702,860	725,681	22,821
厚生保険特別会計	429,407	442,987	13,580
船員保険特別会計	724	666	59
国民年金特別会計	228,761	239,131	10,370
労働保険特別会計	42,518	41,295	1,223
国立高度専門医療センター 特別会計	1,448	1,602	154

(注)

- 平成16年度予算額は、当初予算額である。
- 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。
ただし、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計においては、年金資金運用基金の財政融資資金からの借入金の繰上償還等にかかる4兆4,436億円を除いたものである。
また、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。
- 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。

(計数整理の結果、異動を生ずることがある。)

(表4)

- 目 次 -

平成17年度予算のポイント

三位一体改革	2
持続可能な介護保険制度の構築	8
障害保健福祉施策の抜本的な見直し	12
若者の「人間力」強化の推進	14
持続可能で安心できる年金制度の構築	15
年金を受給していない障害者への特別給付金の支給	16
年金事務費の財政上の特例措置	17

主要事項

第1 生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」の構築 ～健康フロンティア戦略の推進	20
1 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策等の推進	
2 「女性のがん緊急対策」による女性の健康支援対策の推進	
3 「介護予防10カ年戦略」による効果的な介護予防対策の推進	
4 「健康寿命を伸ばす科学技術の振興」	
第2 次世代育成支援対策の更なる推進	24
1 地域における子育て支援対策の充実	
2 多様な保育サービスの推進	
3 子育て生活に配慮した働き方の改革	
4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	
5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実	
6 母子家庭等自立支援対策の推進	
第3 若年者を中心とした「人間力」強化の推進	29
1 若者人間力強化プロジェクトの推進	
2 若者自立・挑戦プランの推進	
3 企業ニーズ等に対応した職業能力開発の推進	
4 キャリア形成支援のための条件整備の推進	
第4 雇用のミスマッチの縮小のための雇用対策の推進	33
1 地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施	
2 地域に密着した産業雇用の再生・強化	
3 民間や地方公共団体との共同・連携による効果的な職業紹介、情報提供の推進	
4 求職者の個々の状況に的確に対応したハローワーク等の就職支援の充実	

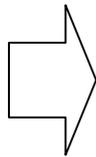
第5	高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現	36
1	持続可能な介護保険制度の構築と関連施策の推進	
2	高年齢者等の雇用・就業対策の充実	
3	持続可能で安心できる年金制度の構築	
4	安定的で効率的な年金制度の運営の確保等 ＜加入適用、保険料徴収、年金給付及び年金相談の実施等＞	
第6	障害者の自立支援の推進と生活保護制度の適正な実施	41
1	障害者の地域生活を支援するための施策の推進	
2	精神障害者保健福祉施策の充実	
3	障害者の雇用・就労支援と職業能力開発の充実	
4	年金を受給していない障害者への特別給付金の支給	
5	生活保護制度の適正な実施	
第7	安心・安全な職場づくりと公正かつ多様な働き方の実現	45
1	安心して安全に働ける環境づくり	
2	多様な働き方を選択できる環境整備	
3	公正な働き方の推進	
第8	安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進	47
1	安心で質の高い医療提供体制の充実	
2	新臨床研修制度の円滑な推進	
3	感染症・疾病対策の推進	
4	安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保	
第9	国民の安全のための施策の推進	51
1	医薬品・医療機器の安全対策等の充実	
2	国民の健康保護のための食品安全対策の推進	
3	安全で良質な水の安定供給	
4	麻薬・覚せい剤等対策の推進	
5	医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化	
6	健康危機管理体制の強化	
第10	その他	56
1	国際社会への貢献	
2	戦傷病者・戦没者遺族の援護等（戦後60周年関係事業の実施）	
3	中国残留邦人等の支援	
4	原爆被爆者の援護	
5	生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	
6	「食育」の推進	
7	ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進	
	主要事項一覧表	59

平成17年度予算のポイント

三位一体の改革に係る政府・与党合意(平成

地方6団体提案(約9,440億円)

特別会計事業	480億円
社会福祉施設整備費	1,300億円
保健衛生施設整備費	100億円
医療施設等整備費	170億円
その他	180億円
社会福祉	230億円
医療・保健衛生	450億円
高齢者施策	1,610億円
障害者施策	980億円
児童福祉	3,940億円
(民間保育所運営費)	2,670億円



税源移譲

国保以外の移譲補助負担金 850億円程度

国民健康保険の国庫負担の見直し

7,000億円程度

(国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。)

生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

(参考) 政府・与党合意全体の概要

税源移譲

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。

2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金(暫定)	8,500億円程度
(平成17年度分(暫定)4,250億円)	
・国民健康保険	7,000億円程度
・文教(義務教育費国庫負担金を除く)	170億円程度
・社会保障(国民健康保険を除く)	850億円程度
・農水省	250億円程度
・経産省	100億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640億円程度
・総務省、環境省	90億円程度
平成16年度分	6,560億円程度
税源移譲額 合計	24,160億円程度

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- (3) その他

(注) 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

公立文教施設の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

16年11月26日)の概要(厚生労働省所管分)

政府・与党合意

交付金化

【施設整備費関係】(1,390億円程度)

医療・保健衛生	保健医療提供体制整備交付金
高齢者施策	地域介護・福祉空間整備等交付金
児童福祉	次世代育成支援対策交付金(施設整備分)

+

7,850億円程度

地方の創意工夫を生かす観点から、上記に併せて交付金化・統合補助金化

【事業費関係】(1,910億円程度)

社会福祉	セーフティネット支援対策事業(統合補助金)
医療・保健衛生	保健医療提供体制推進事業(統合補助金)
高齢者施策	介護保険地域支援事業交付金
障害者施策	障害者地域生活支援事業(統合補助金)
児童福祉	次世代育成支援対策交付金(施設整備分を除く) 児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金) 母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金) 母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)

補助負担金改革

内閣府本府	10億円程度
総務省	90億円程度
文部科学省	
義務教育費国庫負担金	8,500億円程度の減額(暫定)
(うち17年度分(暫定))	4,250億円)
その他の国庫補助負担金等	230億円程度
厚生労働省	9,340億円程度
農林水産省	3,040億円程度
経済産業省	180億円程度
国土交通省	6,460億円程度
環境省	540億円程度
合 計	28,390億円程度

(注) 28,390億円のうち、
17,700億円は税源移譲につながる改革
4,700億円はスリム化の改革
6,000億円は交付金化の改革

税源移譲対象事項の概要

国民健康保険 【7,000億円程度】

〔次ページ参照〕

〔国民健康保険を除く税源移譲額 850億円程度〕

養護老人ホーム等保護費負担金 【約567億円】

養護老人ホームの運営に要する経費

在宅福祉事業費補助金の一部 【約120億円】

生活支援ハウスの運営に要する経費

市町村が行う高齢者等の緊急通報体制の整備等に要する経費

児童保護費等補助金の一部 【約91億円】

保育士等が出産休暇等を取得する場合の代替職員の雇い上げ経費

公立保育所における延長保育基本分（開所時間内の職員の加配経費）

医療施設運営費等補助金の一部 【約28億円】

病院が輪番制により行う休日・夜間における救急医療体制の確保に要する経費

母子保健衛生費負担金の一部 【約14億円】

市町村が行う1歳6か月児・3歳児の健康診査に要する経費

医療関係者養成確保対策費等補助金の一部 【約8億円】

看護師養成所等に在学中の学生に修学資金を貸与する事業の貸付原資への補助

国民健康保険特別対策費補助金の一部 【約8億円】

退職被保険者に係る適用の適正化、都道府県の医療費適正化等の事業に要する経費

保健衛生施設等設備整備費補助金の一部 【約5億円】

保健所及び市町村保健センターの初度設備等に対する補助

麻薬取締員費等交付金 【約5億円】

都道府県の「麻薬取締員」に係る人件費等

国民健康保険広域化等支援事業費等補助金の一部 【約5億円】

都道府県が行う保険者に対する国保事業の運営に係る助言・指導等の経費

疾病予防対策事業費等補助金の一部 【約1億円】

都道府県が行う献血の推進を図るための啓発事業に対する補助

麻薬等対策推進費補助金 【約1億円】

都道府県の「麻薬中毒者相談員」、「薬物乱用防止指導員」の活動に対する補助

児童福祉事業対策費等補助金の一部 【約1億円】

社会福祉法人が設置する保育士養成所に対する補助

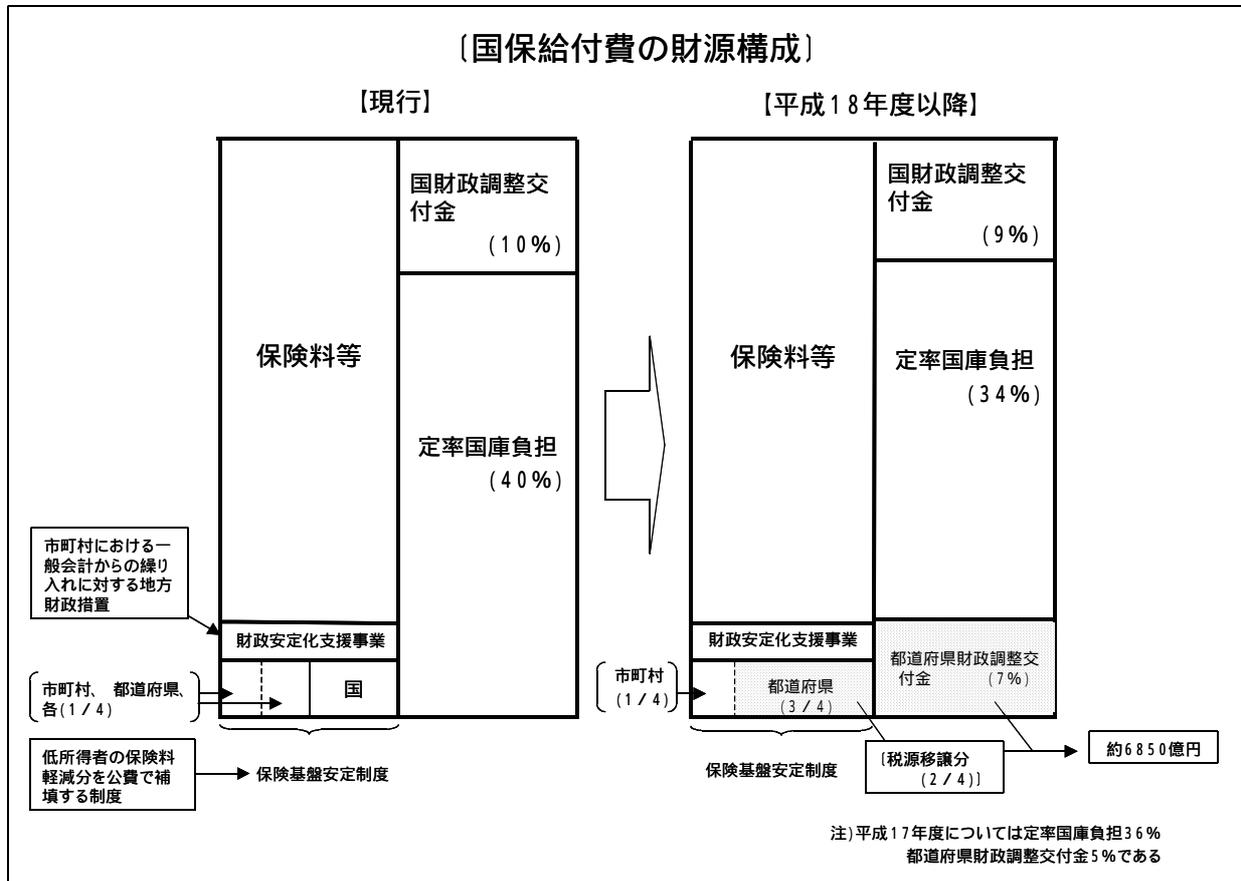
国民健康保険制度の改革について

- 1 新たな都道府県負担の内容は以下のとおり。
 都道府県財政調整交付金の導入 給付費等の7%
 ただし、平成17年度は経過措置として5%
 保険基盤安定制度（保険料軽減分）の都道府県負担の変更
 （1/4 3/4）

- 2 都道府県負担導入に伴い、給付費等に対する国庫負担を以下のとおり見直し。
 国財政調整交付金 9%
 定率国庫負担 34%
 ただし、平成17年度は経過措置として定率国庫負担は36%。

- 3 都道府県負担導入に伴う税源移譲額は約6,850億円。
 うち、平成17年度実施分は約5,450億円。

- 4 上記見直しに伴う国民健康保険法の改正法案は、平成17年通常国会に提出することとし、平成17年度における経過措置については当該法案の附則で対応。



交付金化・統合補助金化の概要

地域介護・福祉空間整備等交付金（８６６億円）

〔概要〕

市町村整備交付金

市町村内の生活圏域を単位として、地域密着型サービス拠点、介護予防拠点等の整備を内容として市町村が定める市町村整備計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、市町村に対して交付金を交付する。

施設環境改善交付金

特別養護老人ホーム等の整備や既存施設の個室・ユニット化等を内容として都道府県が定める施設環境改善計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、都道府県に対して交付金を交付する。

次世代育成支援対策交付金（５１３億円）

〔概要〕

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）（３４６億円）

次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画に基づき市町村が実施する地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業を支援するため、市町村に対して交付金を交付する。

次世代育成支援対策施設整備費交付金（ハード交付金）（１６７億円）

待機児童解消や児童養護施設などの小規模ケア化に資するような施設整備など、保育所のみならず、様々な地域の子育てサービス拠点も含めた整備を重点的に支援するため、次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画をもとに都道府県・市町村が作成する整備計画に基づき、市町村及び都道府県に対して交付金を交付する。

児童虐待・DV対策等総合支援事業（１８億円）

〔概要〕

各自治体における要保護児童対策やDV対策などの一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

母子家庭等対策総合支援事業（１９億円）

〔概要〕

各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進が図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

母子保健医療対策等総合支援事業（３６億円）

〔概要〕

各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

セーフティネット支援対策事業（１３６億円）

〔概要〕

地域社会のセーフティネット機能を強化することを目的として、地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対し、自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを一体的に実施するため、補助基準等を緩和し、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

介護保険地域支援事業交付金（平成１８年度実施）

〔概要〕

総合的な介護予防システムの確立のため、現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業等を見直し、市町村が効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする「地域支援事業（仮称）」を新たに介護保険制度内に創設し、その円滑な実施のために市町村に対して交付金を交付する。

保健医療提供体制整備交付金（平成１８年度実施）

〔概要〕

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」に基づく、救急医療施設、看護師養成所、保健所、市町村保健センター等の施設整備に対して交付金を交付する。

保健医療提供体制推進事業（平成１８年度実施）

〔概要〕

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」に基づく、看護職員就労等対策費、救急医療施設運営費、病院内保育所運営費、地域保健対策事業費等について、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

障害者地域生活支援事業（平成１８年度実施）

〔概要〕

障害者の地域生活を支援することを目的として、相談支援事業や移動支援事業、生活訓練事業といった基礎的なサービスについて、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効果的・効率的に提供するため、補助基準等を緩和し、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営等を可能とする。

持続可能な介護保険制度の構築

改革の全体像

介護保険制度については、制度の基本理念である、高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性を高めていくため、以下の改革に取り組む（平成17年通常国会に関連法案を提出予定）。

介護保険制度の改革

1. 予防重視型システムへの転換

「明るく活力ある超高齢社会」を目指し、市町村を責任主体とし、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」を確立する。

新予防給付の創設、地域支援事業（仮称）の創設

2. 施設給付の見直し

介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険施設に係る給付の在り方を見直す。

居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

3. 新たなサービス体系の確立

痴呆ケアや地域ケアを推進するため、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とする体系の確立を目指す。

地域密着型サービス（仮称）の創設
地域包括支援センター（仮称）の創設
医療と介護の連携の強化

4. サービスの質の向上

サービスの質の向上を図るため、情報開示の徹底、事業者規制の見直し等を行う。

情報開示の標準化
事業者規制の見直し
ケアマネジメントの見直し

5. 負担の在り方・制度運営の見直し

低所得者に配慮した保険料設定を可能とするとともに、市町村の保険者機能の強化等を図る。

第1号保険料の見直し
市町村の保険者機能の強化
要介護認定の見直し、介護サービスの適正化・効率化

介護サービス基盤の在り方を見直し

高齢者が住み慣れた身近な地域で暮らし続けることができるよう、地域における介護サービス基盤の計画的整備を推進する。

地域介護・福祉空間整備等交付金（仮称）の創設

見直しの基本的視点

明るく活力ある
超高齢社会の構築

制度の持続可能性

社会保障の総合化

改革の概要

介護保険制度の改革

1. 予防重視型システムへの転換

平成18年4月施行

(1) 新予防給付の創設

軽度者を対象とする新たな予防給付を創設する。

マネジメントは市町村が責任主体となり、地域包括支援センター(仮称)等において実施。

新予防給付のサービス内容については、

- ・ 既存サービスを評価・検証し、有効なものをメニューに位置付け。
- ・ 運動器の機能向上や栄養改善など効果の明らかなサービスについては、市町村モデル事業の評価等を踏まえ位置付けを決定。

(2) 地域支援事業(仮称)の創設

要支援、要介護になるおそれのある高齢者(高齢者人口の5%程度)を対象とした効果的な介護予防事業を介護保険制度に位置付ける。

事業実施の責任主体は市町村とする。

2. 施設給付の見直し

平成17年10月施行

(1) 居住費用・食費の見直し

旧措置入所者の経過措置の延長等は平成17年4月施行

介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険3施設(ショートステイを含む)の居住費用や食費について、保険給付の対象外とする。但し、低所得者については、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設する。通所系サービスの食費についても保険給付の対象外とする。

〔補足的給付の水準〕

それぞれの所得段階に応じ、「補足的給付の基準額」-「負担上限額」が補足的給付の額となる。

	居住費用	食費
補足的給付の基準額	個室 6.0万円	4.8万円
	準個室 5.0万円	
	多床室 1.0万円	
負担上限額		
第1段階 (生活保護受給者等)	個室 2.5万円	1.0万円
	準個室 1.5万円	
	多床室 0.0万円	
新第2段階 (市町村民税世帯非課税かつ年金 収入が概ね基礎年金以下など)	個室 2.5万円	1.2万円
	準個室 1.5万円	
	多床室 1.0万円	
新第3段階 (市町村民税世帯非課税かつ 新第2段階非該当者)	個室 5.0万円	2.0万円
	準個室 4.0万円	
	多床室 1.0万円	

(注1) 数字は1人当たり月額

(注2) 「個室」はユニット型の個室、「準個室」は非ユニット型の個室及びユニット型で個室に準ずるものを含む。

(注3) 施設において設定している居住費用及び食費がこの基準額を下回る場合は、施設において設定している額と負担上限額との差額が給付額となる。

(2) 低所得者等に対する措置

高額介護サービス費の見直し

保険料段階の「新第2段階」（年金収入が概ね基礎年金〔＝約80万円／年〕以下など）については、現行の月額上限を引下げ。

月額上限 2.5万円 1.5万円

旧措置入所者の経過措置（平成17年3月末で期限切れ）の延長等

介護保険法施行前に、措置（＝行政処分）により特別養護老人ホームに入所した者に対する利用者負担の経過措置の延長等を行う。

社会福祉法人による利用者負担の減免の運用改善

3. 新たなサービス体系の確立

平成18年4月施行

(1) 地域密着型サービス（仮称）の創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス（仮称）」を創設する。

（地域密着型サービスの例）

小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、痴呆性高齢者グループホーム、痴呆性高齢者専用デイサービス、小規模介護老人福祉施設、小規模介護専用型特定施設

(2) 地域包括支援センター（仮称）の創設

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、（ ）総合的な相談窓口機能、（ ）介護予防マネジメント、（ ）包括的・継続的マネジメントの支援の機能を持つ「地域包括支援センター（仮称）」を創設する。

(3) 医療と介護の連携の強化

医療と介護の連携を強化する観点から、介護予防における医療との連携、介護施設やグループホームにおける医療機能の強化を図る。

4. サービスの質の向上

平成18年4月施行

(1) 情報開示の標準化

すべての介護サービス事業者に事業所情報の開示を義務づける。

(2) 事業者規制の見直し

指定の更新制の導入、指定に当たっての欠格要件の見直し等

(3) ケアマネジメントの見直し

包括的・継続的マネジメントの強化（地域包括支援センター（仮称）の創設）

ケアマネジャーの資質の向上（資格の更新制の導入等）

独立性・中立性の確保（1人当たり標準担当件数の見直し等）

(4) 人材育成

介護職員については、将来的には「介護福祉士」を基本とする。

ホームヘルパー等の資質の向上のため、研修の充実等を図る。

5. 負担の在り方・制度運営の見直し

平成18年4月施行

(1) 第1号保険料の見直し

設定方法の見直し

- ・新第2段階（年金収入が概ね基礎年金以下など）の創設と保険料負担の軽減

徴収方法の見直し

- ・特別徴収の対象となる年金を遺族年金、障害年金に拡大。
- ・普通徴収における生活保護からの代理納付、収納の私人委託（コンビニ委託等）

(2) 市町村の保険者機能の強化

都道府県知事の事業者指定に当たり市町村長の関与を強化する。

市町村長の事業所への調査権限を強化する。

(3) 要介護認定の見直し

委託調査の適正化（申請者の入所している施設への委託の禁止等）

代行申請の適正化（初回認定時の代行申請の範囲の限定等）

(4) 介護サービスの適正化・効率化

平成18年4月に予定されている介護報酬の改定等において対応。

介護サービス基盤の在り方を見直し

地域介護・福祉空間整備等交付金（仮称）の創設 平成17年4月施行

(1) 市町村整備交付金（市町村対象）

市町村内の生活圏域を単位として、地域密着型サービス拠点、介護予防拠点等の整備を内容として市町村が定める市町村整備計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、市町村に対して交付金を交付する。

（対象となる事業）

地域密着型サービス拠点、介護予防拠点、地域包括支援センターなど

(2) 施設環境改善交付金（都道府県対象）

特別養護老人ホーム等の整備や既存施設の個室・ユニット化等を内容として都道府県が定める施設環境改善計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、都道府県に対して交付金を交付する。

（対象となる事業）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム など

障害保健福祉施策の抜本的な見直し

障害保健福祉施策については、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、

- 障害保健福祉施策の総合化
- 自立支援型システムへの転換
- 制度の持続可能性の確保

といった視点から、制度の抜本的な見直しを行い、現行の制度的な課題の解決を図るとともに、新たな障害保健福祉施策体系を構築する。

見直しの主なポイント

1 障害者の福祉サービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

2 障害者がもっと「働ける社会」に

(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

(1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

(障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

(2) 国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

17年度予算案に盛り込んだ主な見直し関連事項

障害者の自立支援のための居宅生活支援サービス等の充実

3,887億円

障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、居宅生活支援サービスの推進を図る。

居宅生活支援費 602億円 930億円 (328億円増)

障害に係る医療の給付(公費負担医療)

740億円

精神障害者通院公費、更生医療、育成医療の良質かつ適切な医療の効果的な提供

福祉サービス及び公費負担医療に関する利用者負担の見直し

- ・在宅と施設のバランスの観点から、食費等の実費は利用者の負担とする。
- ・障害者個人を給付対象とする福祉サービス及び公費負担医療に係る利用者の負担は、サービスの量・医療費と所得に応じた負担とする。
- ・公費負担医療については、対象者の重点化を図る。
- ・負担の激変を緩和するため、食費等の実費負担や福祉サービス及び公費負担医療に係る利用者負担について、適切な経過措置を講じる。

国の財政責任の明確化

- ・市町村が実施し、障害者個人を給付対象とする福祉サービス等の費用について、在宅サービス、施設サービスを通じて、国が義務的に負担する仕組みに改める。

障害者の就労支援の推進

108億円

障害者就業・生活支援センターの増、小規模作業所の育成等と就労支援の推進等を図る。

障害者の社会参加等の推進

276億円

発達障害に対する支援

7億円

平成16年12月に成立した「発達障害者支援法」(平成17年4月施行)を推進するためのモデル事業の実施や、自閉症・発達障害者支援センターの拡充を図る。

関連する法整備

次期通常国会に、予算関連法案として「障害者自立支援給付法(仮称)」を提出。

実施時期

利用者負担の見直しに関する事項のうち公費負担医療にかかるもの 17年10月
国等の負担(義務的負担化)に関する事項及び利用者負担の見直しに関する事項のうち福祉サービスにかかるもの 18年1月
新たな施設・事業体系への移行に関する事項 18年10月

若者の「人間力」強化の推進

- ・働く意欲が不十分な若年者、無業者（NEET）の増加
（15～34歳の無業者52万人（H15））
- ・フリーターの増加
（217万人（H15））
- ・高い早期離職率
（就職後3年間の離職率 大卒37% 高卒50%）

1 若者人間力強化プロジェクトの推進 177億円（126億円）

若者の人間力を高めるための国民運動の推進（新規）	2億円
フリーター・無業者に対する働く意欲の涵養・向上	21億円
<ul style="list-style-type: none"> ・若者自立塾の創設（新規） 20箇所 ・就職基礎能力速成講座の実施（新規） 	9.8億円 2.3億円
学生生徒に対する職業意識形成支援、就職支援の強化	23億円
<ul style="list-style-type: none"> ・無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）の創設（新規） 96百万円 	
若年者に対する就職支援、職場定着の推進	125億円
<ul style="list-style-type: none"> ・若年者試行雇用事業の拡充 対象者数 51,000人 60,000人 	96億円
ものづくり立国の推進	6.7億円

2 若者自立・挑戦プランの推進 195億円（190億円）

実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の拡充	102億円
<ul style="list-style-type: none"> ・日本版デュアルシステムへの橋渡し講習の実施（新規） 	1.8億円
若年者向けキャリア・コンサルタントの養成・普及の推進	1.6億円
学卒、若年者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備	6.4億円
地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進	26億円

持続可能で安心できる年金制度の構築

年金給付費国庫負担金

6兆2,595億円

・ 基礎年金国庫負担割合の引上げ

定率減税の見直しによる増収分について、地方交付税分等を控除した額を基礎年金国庫負担に上乗せする。(平成17年度 1,101億円)

平成18年度以降については、税制改正の検討結果等を踏まえ、平成18年度予算編成過程において検討する。

(参考)

【平成16年年金改正法附則第15条】

基礎年金については、平成17年度及び平成18年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

【平成17年度予算・税制に係る合意】(平成16年12月 自民党・公明党)

1. 平成17年度税制改正における定率減税の見直しによる増収分については、
 - (1) 交付税率相当分は、地方交付税交付金として地方一般財源の充実に充てることとする。
 - (2) 特別障害者給付金支給法及び医療観察法()により必要となる額に相当する額は、これに充てることとする。
() 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
2. 平成17年度予算においては、初年度増収額から上記1.(1)(2)を控除した金額を、現行法による基礎年金国庫負担額に加算するものとする。
3. 平成18年度予算以降における増収分の取扱いについては、平成17年度与党税制改正大綱及び平成18年度以降の税制改正の検討結果を踏まえ、また、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、平成18年度以降の予算編成過程において検討するものとする。

年金を受給していない障害者への特別給付金の支給

特別障害給付金の支給に要する経費

101億円

・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給

平成17年4月より、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害給付金を支給する。

支給要件

- ・ 平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・ 昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者であって、任意加入していなかったもののうち、当該任意加入期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1，2級相当の障害に該当するものとして認定を受けた者。

支給額（月額）

1級：月額5万円（2級の1.25倍） 2級：月額4万円

年金事務費の財政上の特例措置

社会保険庁の事業運営経費の圧縮

福祉施設に係る保険料による整備費や委託費を廃止するとともに、事業運営経費全般について見直し、精査した結果、前年度予算に比べて減額

(平成16年度)	(平成17年度)	(差引増減)
5,667億円	5,324億円	342億円

国の厳しい財政事情にかんがみ、年金事務費財源の一部に保険料を充当する財政上の特例措置を継続

保険料負担についての国民の理解を得られるよう、特例措置の対象となる事務費の範囲を明確にした。

保険料負担とする特例措置の対象は、国民の理解が得られるよう制度運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定する。

	(平成16年度)	(平成17年度)	(差引増減)
特例措置額	1,079億円	923億円	156億円
(社会保険事務費	1,263億円	1,092億円	171億円)

【具体的な取扱い】

従来から国庫負担としている人件費については、引き続き国庫負担とする。

人件費以外の事務費について、特例措置として保険料負担とするものは、国民の理解が得られるよう、事業運営に直接関わる経費に限定する。

- ・ 保険事業運営に直接関わる経費
社会保険庁と被保険者・受給者との間で行われる適用、徴収、給付に至る事務に係る経費(システム経費を含む)

上記以外の経費は、国庫負担とする。

- ・ 上記以外の内部管理事務経費
職員宿舍、公用車、福利厚生、研修等に係る経費

主要事項

第1 生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」の構築 ～健康フロンティア戦略の推進

国民の健康寿命を伸ばすことを目標に、働き盛り、女性、高齢者の国民各層を対象に、それぞれについて重要性の高い「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」に係る施策を進めるとともに、それらを支える科学技術の振興を図るため、「健康フロンティア戦略」を推進する。

この戦略については、平成18年度以降、医療保険制度改革も視野に入れて本格実施していく。

<健康フロンティア戦略関係予算案 1,027億円>

1 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策等の推進 49億円

(1) 個人が行う「健康づくり」の支援 25億円

ITを活用した健康づくりの支援（e-ヘルスの推進） 3.1億円

インターネット等を活用して、国民一人一人が自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムを提供する。保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話プログラムを提供する。

健康づくりの「場」と「機会」の提供 83百万円

健康づくりに資するウォーキング等の運動に関する指針の策定普及や飲食店におけるヘルシーメニューの提供等の支援を行う。また、公衆浴場を活用した健康づくりを推進する。

身近に地域・職域で受けられる専門相談・指導等 21億円

「健康日本21」の中間評価を行い、生活習慣病予防の基礎をなす1次予防に係る施策の見直し・重点化を行う。

生涯にわたる健康づくりを支援するために、地域保健と職域保健が連携を図るとともに、医療保険者による保健事業の共同実施を推進する。

また、受動喫煙対策が遅れている施設を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図る。

(2) 健診データに基づく継続的な健康指導 1 2 億円
有効性の高い健康診査の推進 2 億円

効果的な2次予防に向けた基盤整備を推進するため、最新の科学的知見に基づき、年齢区分に応じた健診項目の重点化、健診の精度管理、健診データの判定基準等について研究を行い、併せてその有効性について検証を行う。

効果的な保健指導の推進（一部再掲） 9 . 7 億円

糖尿病の予防に重点をおいた栄養指導マニュアル、禁煙支援のためのマニュアルの策定普及や保険者の共同事業の実施等により、効果的な保健指導を推進する。

(3) 迅速な救命救急と専門診断・治療の確保 1 1 億円

国民の救命参加で「時間の壁」に立ち向かうための自動体外式除細動器（A E D）の普及啓発（新規） 1 . 7 億円

非医療従事者によるA E Dを用いた積極的な救命活動が行われるよう講習を実施するとともに、普及啓発等を図り救命率の向上に資する。

地域がん診療拠点病院機能強化事業の推進 9 0 百万円

地域におけるがん医療水準の向上と地域格差の縮小を図るため、地域がん診療拠点病院の整備を進めるとともに、がん診療に従事する医師等に対して研修の機会を提供する。

2 「女性のがん緊急対策」による女性の健康支援対策の推進

4 3 億円

(1) 「女性のがん」への挑戦 4 2 億円

女性のがん罹患率の第一位である乳がんについて、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、マンモグラフィの緊急整備を図るとともに、乳がん・子宮がん検診に対する啓発普及活動等を推進する。

マンモグラフィの整備 2 5 0 台

(2) 女性の生涯を通じた健康支援 1 . 8 億円

健康支援情報の提供（新規） 1 . 8 億円

女性特有のからだやこころの病気等に関する診療や研究等の健康支援情報を迅速かつ効率的に発信するための情報システムを国立成育医療センターにおいて構築する。

3 「介護予防10カ年戦略」による効果的な介護予防対策の推進	698億円
--------------------------------	-------

(1) 家庭や地域で行う介護予防対策 225億円

日常生活圏域で高齢者の生活の継続性を確保しながら、適切な介護予防サービスを提供するため、既存のデイサービスセンターや老人福祉センター等の改修等に必要の支援を行うことにより、介護予防サービス提供のための拠点整備を推進する。

介護予防拠点の整備 3,000箇所

(2) 効果的な介護予防プログラムの開発・普及 171億円

効果的な介護予防プログラムの開発と普及体制を確立するため、「介護予防研究・研修センター」を設立し、科学的根拠に基づく介護予防プログラムの開発研究と指導・普及を行う専門職員の養成を行う。

また、適切な介護予防サービスの提供体制を整備するため、効果的な介護予防サービスの実施及び評価・検証を行う「市町村介護予防試行事業」を実施する。

(3) 地域で支える「痴呆ケア」 11億円

地域における痴呆サポート体制の整備、痴呆ケアの人材育成を推進するため、痴呆性高齢者を抱える家族への支援プログラムを構築するとともに、痴呆介護の専門職員や痴呆性高齢者グループホームの管理者に対する研修、主治医を支援する痴呆サポート医の養成を行うなど総合的な対策を推進する。

4 「健康寿命を伸ばす科学技術の振興」	236億円
---------------------	-------

(1) 基盤的技術と最先端技術の研究開発 116億円

ゲノム科学、たんぱく質科学、ナノテクノロジーなど、基礎的研究や最先端技術の研究開発を推進することにより、画期的な創薬、医療機器開発の実現を目指すとともに、治験インフラの充実及び医師主導の治験のモデル事業を実施し、国内における治験の空洞化を防ぐ。

また、老化抑制機構の解明に関する基礎的研究や、それらの成果の臨床への応用を研究するとともに、介護予防及び介護技術に関する研究を推進する。

(2) 医療現場、介護現場を支える技術の開発普及 120億円

糖尿病について、具体的な目標を設定した「戦略研究」に取り組むとともに、心疾患や脳卒中の診断・治療等の開発を推進する。

また、「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、がんの本態解明や革新的な予防、診断、治療法の開発等を推進するとともに、国立がんセンター東病院に臨床開発センター（仮称）を設置し、研究開発された新薬、診断、治療等の臨床応用を迅速かつ適切に行う。

さらに、うつ病を中心としたこころの健康問題に対する病因の解明、効果的な予防・診断・治療等の研究開発の推進や、質が高く安全性の確保された医療提供体制の構築に関する研究の推進、生体機能を立体的・総合的に解析し、補助・代替する機能を持つ新しい医療機器の開発の推進を図る。

(3) 国民による自己選択を可能とする評価と公表

64百万円

研究開発成果を国民、社会へより効果的に還元するため、外部評価の実施、研究評価者の資質の向上等、評価体制の充実強化を行う。

第2 次世代育成支援対策の更なる推進

少子化の流れを変えるため、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることができる社会を構築していく必要がある。

「少子化社会対策大綱」に基づき策定された重点施策の具体的実施計画（「子ども・子育て応援プラン」）を踏まえ、専業主婦家庭の子育て負担感の緩和も含めた地域における子育て支援対策や、児童虐待防止対策の充実、待機児童の解消に向けた取組を引き続き推進するとともに、子育て生活に配慮した働き方の改革を進め、全国の地方公共団体において、平成17年3月までに策定される行動計画の実施を支援し、次世代育成支援対策を強力に推進する。

1 地域における子育て支援対策の充実

3,437億円（3,170億円）

注：括弧内は16年度予算額

（1）地域における子育て支援体制の強化（一部再掲） 598億円

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の創設 346億円

次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫等を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援することを目的に創設する。

（対象となる主な事業）

- ・つどいの広場事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業
- ・育児支援家庭訪問事業

次世代育成支援対策施設整備費交付金（ハード交付金）の創設

167億円

次世代育成支援対策推進法に規定する都道府県行動計画、市町村行動計画に定められている地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する施設整備等の実施を支援することを目的に創設する。

（対象となる主な施設）

- ・保育所
- ・児童養護施設
- ・乳児院

(2) 放課後児童クラブの拡充 9 5 億円
放課後児童クラブの一層の拡充を図る。

(3) シルバー人材センターによる子育て支援事業の拡充 7 . 6 億円
高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳
幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日
における学習・生活指導等の支援を行う実施活動拠点を拡充する。
2 3 5 拠点 2 6 7 拠点

(4) 児童手当国庫負担金 3 , 1 7 5 億円

2 多様な保育サービスの推進

3 , 4 1 0 億円 (3 , 4 5 6 億円)

(1) 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 2 8 3 億円
待機児童の解消を目指し、保育所受入れ児童数を約 5 万人増やすとともに、新た
に創設される「次世代育成支援対策施設整備費交付金 (ハード交付金)」を活用し、
施設整備を推進する。

(2) 多様な保育サービスの提供 3 , 1 2 8 億円
次世代育成支援対策交付金 (ソフト交付金) の創設 (再掲)
3 4 6 億円

(対象となる主な事業)

- ・延長保育促進事業
- ・総合施設モデル事業 (新規)

一時・特定保育の推進 3 0 億円
専業主婦等の緊急・一時的な保育を行う一時保育及び、保護者の就労形態の多
様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

休日保育の推進 4 . 9 億円
保護者の勤務形態の多様化に対応し、日曜や祝日に行う休日保育を推進する。

夜間保育の推進 4 0 百万円
概ね 2 2 時まで開所する夜間保育所の設置を推進する。

(3) 総合施設モデル事業の実施 (新規)

就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設について、平成 1 8
年度の本格実施に向けて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方に関す
る検討を行うための、3 0 箇所モデル事業を実施する。

(次世代育成支援対策交付金 (ソフト交付金) の対象事業)

3 子育て生活に配慮した働き方の改革

36億円(27億円)

(1) 男性も育児参加できる職場環境の実現

3.7億円

経営トップリーダーからなる有識者会議の開催、モデル的取組を行う企業への支援等を総合的に展開し、育児休業の取得等、男性が育児参加できる職場環境の実現へ向けた取組を推進する。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の支援

20億円

一般事業主行動計画が適切に策定・実施されるように、一般事業主に対する啓発、指導、次世代育成支援対策推進センターの活用等を図るとともに、育児・介護雇用安定助成金の支給要件を事業主行動計画策定等の取組を反映させたものに見直す。

(3) 緊急サポートネットワーク事業(仮称)の創設(新規)

7.8億円

子どもの突発的な病気、急な出張等による子育て中の労働者の育児等に係る緊急のニーズに対応し、専門技能を有するスタッフを登録、あつ旋することにより、仕事と子育ての両立を支援する。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

116億円(113億円)

(1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実(一部再掲)

45.1億円

児童虐待・DV対策等総合支援事業の創設

1.8億円

各自治体における要保護児童対策・DV対策等の一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

(対象となる主な事業)

- ・児童虐待防止対策支援事業
- ・児童家庭支援センター運営事業
- ・里親支援事業
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
- ・婦人相談員活動強化費
- ・売春・DV対策機能強化費

施設の小規模化の推進

2.3億円

児童養護施設で実施している小規模グループケアの対象施設を、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設まで拡大する。

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の創設（再掲）

346億円

（対象となる主な事業）

- ・育児支援家庭訪問事業

（2）配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進 11億円

平成16年6月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の円滑な施行のため、婦人相談所、婦人保護施設等における相談・保護・自立支援等の各種施策の一層の推進を図る。また、人身取引被害者の保護を促進するため、婦人相談所からの委託により、婦人保護施設、民間シェルター、母子生活支援施設等において人身取引被害者の一時保護を実施する。

5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実

258億円（281億円）

（1）子どもの健康・医療の確保 57億円

小児救急医療体制の整備 20億円

小児救急医療体制の整備を引き続き推進するとともに、小児救急医師の確保を図るための調整を二次医療圏単位から都道府県単位に拡大することとし、離・退職小児科医師の発掘、医師の再教育を行うことにより、小児救急医療等に対応する医師の確保を図る。

（2）小児慢性特定疾患対策の推進 128億円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスを実施する。

（3）周産期医療体制の充実、不妊治療に対する支援 73億円

母子保健医療対策等総合支援事業の創設 36億円

各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を行うことにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

（対象となる主な事業）

- ・母子保健強化推進特別事業
- ・新生児聴覚検査事業
- ・療育指導事業
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業
- ・特定不妊治療費助成事業
- ・周産期医療対策事業
- ・総合周産期母子医療センター運営事業

6 母子家庭等自立支援対策の推進

3,351億円(3,116億円)

(1) 母子家庭等の自立のための子育て・生活、就業支援等の推進

48億円

母子家庭等対策総合支援事業の創設

19億円

各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進が図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

(対象となる主な事業)

- ・母子家庭等日常生活支援事業
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・自立支援教育訓練給付金事業
- ・母子自立支援プログラム策定事業(新規)

母子家庭の母等に対する職業訓練受講機会の拡充

6.6億円

就労経験の少ない母子家庭の母等に対する無料の職業訓練の拡充を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

3,304億円

母子寡婦福祉貸付金の充実

51億円

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法を受け、母子家庭等の自立を積極的に促進するため、母子寡婦福祉貸付金について、就学支度資金の貸付限度額の引上げ、技能習得資金等の据置期間の延長を図る。

児童扶養手当

3,252億円

平成16年の消費者物価指数は対前年比 0.2~+0.1%程度となる見込みである。

平成17年通常国会に、児童扶養手当の額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとしている。(物価が上昇した場合には手当額を据え置くこととし、段階的に1.7%の特例措置分(平成12~14年度の据え置き分)を解消していく。ただし、物価が下落した場合には、物価スライドにより引下げ。)

手当額 (0.1%の場合)

	(平成16年度)	(平成17年度)
全部支給(月額)	41,880円	41,800円
一部支給(月額)	41,870円 ~9,880円	41,790円 ~9,870円

第3 若年者を中心とした「人間力」強化の推進

働く意欲が不十分な若年者、無業者（NEET）の増加など新たな課題に対応するため、若者の働く意欲や能力を高める総合的な対策として「若者人間力強化プロジェクト」を推進するとともに、「若者自立・挑戦プラン」の着実な実施により全てのやる気のある若年者の職業的自立を促進する。また、再就職を促進するために企業ニーズ等に対応した職業訓練の実施や労働者個人が主体的なキャリア形成を図ることができるようにするための条件整備を図る。

1 若者人間力強化プロジェクトの推進 177億円(126億円)

(1) 若者の人間力を高めるための国民運動の推進（新規） 2億円

若年者雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲・能力を高めるため、経済界、労働界、地域社会、政府等の関係者が一体となり、国民会議の開催や啓発活動等に取り組む国民運動を展開する。

(2) フリーター・無業者に対する働く意欲の涵養・向上 21億円

若者自立塾の創設（新規） 9.8億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する。

20箇所

ヤングジョブスポットの見直し等による若年者への働きかけの強化

8.9億円

拠点を設置して若年者の参集を待つ従来の方法を見直し、若年者が集まりやすい場所に出向き、情報提供、相談等を実施するとともに、インターネットを活用して情報を発信する等により地域における若年者に対する職業的自立への働きかけを強化する。

就職基礎能力速成講座の実施（新規）

2.3億円

民間事業者を活用して、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を10日間程度で実施し、早期の就職促進を図る。

(3) 学生生徒に対する職業意識形成支援、就職支援の強化 2 3 億円
無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）
の創設（新規） 9 6 百万円

ボランティア活動など無償の労働体験機会に関する情報の収集・提供を行うとともに、これらの活動の実績等を記録する「ジョブパスポート」を開発し、企業に対する働きかけ等を通じ、これらの活動実績が企業の採用選考に反映されるよう普及を図る。

小中高校生向けの職業意識形成支援事業の充実 7 . 6 億円

ハローワークが産業界と連携し学校において実施している、キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ等小中高校生を対象とした職業意識形成支援事業について、対象校の拡大や職場体験活動に係るコーディネート機能等の充実を図る。

大学及び大学生に対する就職支援の強化 2 . 3 億円

大学間・学生間の格差の拡大が認められる大学等卒業者の就職環境を踏まえ、大学等就職担当職員の技能向上や大学等と職業安定機関との連携強化を図るとともに、学生職業総合支援センターシステムの拡充等により未内定学生と未充足求人とのマッチングの促進を図る。

(4) 若年者に対する就職支援、職場定着の推進 1 2 5 億円

若年者に対する就職実現プランの策定による個別総合的支援の実施

2 6 億円

若年の雇用保険受給者を対象に、再就職に向けた求職活動計画（就職実現プラン）を個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を重点的に実施する。

若年者試行雇用事業の拡充

9 6 億円

学卒未就職者等を対象に、短期間（3か月以内）の試行雇用を通じ、早期の常用雇用の実現を図るため、若年者試行雇用事業を拡充実施する。

対象者数 5 1 , 0 0 0 人 6 0 , 0 0 0 人

職場定着を推進する施策の充実（新規）

3 . 3 億円

中小企業等における若年労働者の職場定着促進のため、地域の業界団体が主体となった若年労働者の相互交流、企業人事管理者を対象とした講習等の取組を促進するとともに、インターネット等を通じて、働くことに関わる幅広い相談に身近に応ずる体制を整備する。

- (5) ものづくり立国の推進 6 . 7 億円
工場、民間・公共の訓練施設等の親子等への開放促進、ものづくり技能に関するシンポジウムの開催、若年者によるものづくり技能競技大会の実施等を通じ、ものづくりに親しむ社会を形成し、その基盤の上に熟練技能の一層の高度化を図る。

2 若者自立・挑戦プランの推進	1 9 5 億円(1 9 0 億円)
-----------------	----------------------

- (1) 実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の拡充 1 0 2 億円

進路が決まらない学卒者等の日本版デュアルシステムの受講を促進するための体験講習を実施するとともに、企業、民間教育訓練機関の取組を促進する施策の強化等を行う。また、若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブ・カフェ）においても、受講希望の受付を開始する。

- (2) 若年者向けキャリア・コンサルタントの養成・普及の推進

1 . 6 億円

若年者向けのキャリア・コンサルタントを職業能力開発大学校等で養成するとともに、市町村の既存施設等を活用したキャリア・コンサルティング等を実施する。

- (3) 学卒、若年者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備

6 . 4 億円

学卒、若年者が、職業能力開発について目標を持ち、意欲を持って取り組むことができるよう、若年者就職基礎能力支援事業（YES - プログラム）の普及促進を図るとともに、3級技能検定職種の拡大を図る。

- (4) 地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進

2 6 億円

若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブ・カフェ）において、新たに若年者の主体的な企画による就職支援活動や、インターネットを活用した相談・助言を行う等、就職支援機能の一層の強化を図る。

3 企業ニーズ等に対応した職業能力開発の推進

2 2 8 億円(2 4 3 億円)

- (1) ニーズ・成果を確実に反映させるとともに、民間を積極的に活用した公共職業訓練の推進 2 2 1 億円

専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を推進するとともに、人材ニーズや訓練成果（就職率など）を訓練内容に確実に反映させるための運営管理手法の民間教育訓練機関への普及を図る。

(2) 個別企業の要望に即した職業訓練の充実 2 . 5 億円
業界団体と連携して、団体傘下の個別企業の人材ニーズを把握し、それに対応した民間教育訓練機関等での座学と企業実習を組み合わせた職業訓練（オーダーメイド型訓練）を推進する。

(3) 地域における創業を支援する実践的な職業訓練の推進 4 . 9 億円
創業や新分野展開を支援するため相談援助、人材育成等を推進するとともに、地域産業における創業等のための実践的な職業訓練を都道府県に委託して実施する。

4 キャリア形成支援のための条件整備の推進

4 9 億円 (4 9 億円)

(1) キャリア・コンサルティング実施体制の整備 3 1 億円
民間機関、職業能力開発大学校等におけるキャリア・コンサルタントの養成を推進し、民間企業やハローワーク等での活用を進めることなどにより、キャリア・コンサルティングの普及を図る。

(2) 幅広い職種を対象とした職業能力評価制度の整備 4 . 3 億円
労働者のキャリア形成や労働市場の機能強化を図るため、ホワイトカラーを含め、幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の策定を業界団体等との連携の下で進めるとともに、策定された評価基準等の普及促進を図る。

(3) 民間における e ラーニングの活用の促進 1 . 8 億円
インターネット等を利用し、いつでもどこでも能力開発ができる仕組み（eラーニング）の活用を促進するため、eラーニングに関する情報収集・提供体制の整備等を図る。

第4 雇用のミスマッチの縮小のための雇用対策の推進

依然として大きい雇用のミスマッチや地域差がみられる雇用失業情勢等に対応するため、地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等に対する総合的な支援を実施し、地域に密着した産業雇用の再生・強化を図るとともに、民間や地方公共団体との共同・連携による効果的な職業紹介、情報提供の推進や求職者の個々の状況に的確に対応したハローワーク等の就職支援の充実を図る。

1 地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施 3.7億円(19億円)

(1) 地域による雇用創造のための構想の策定に対する専門家による助言等の支援(新規) 3.7億円

地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。

(2) コンテスト方式により選抜された雇用創造効果の高い事業に取り組む市町村等への支援(新規) (緊急雇用創出特別基金の活用)

雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供、相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を委託する。

65地域

2 地域に密着した産業雇用の再生・強化 137億円(149億円)

(1) 地域が選択する重点産業に対する雇用創出支援の実施 (緊急雇用創出特別基金の活用)

地域における雇用創出を支援するため、市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対し、新規創業及び雇入れについて、緊急雇用創出特別基金を活用して助成を行う。

(2) 総合的な建設労働対策の推進 65億円

建設事業主の新分野進出や建設業内外への労働移動を推進するとともに、新たな労働力需給調整システムの導入等により労働者の就業・就労機会の確保を図り、併せて、建設技能労働者の育成・確保を促進する。

(3) 林業労働力の確保対策の強化 10 億円

林業労働力の確保を図るため、林業事業主の雇用管理の改善を促進するほか、新たに、林業への就業を希望する求職者に対し、林業作業等を体験する林業就業支援事業を実施する。

(4) コミュニティ・ビジネスへの支援を通じた雇用創出の推進 51 百万円

学識者、産業界の有識者等からなる「雇用創出企画会議」を開催するとともに、地域に密着した事業（コミュニティ・ビジネス）の成長促進を図るため、起業・運営相談、起業訓練講座の実施等を行うコミュニティ・ビジネス支援集中モデル事業（仮称）を民間団体に委託して実施する。

<p>3 民間や地方公共団体との共同・連携による効果的な職業紹介、 情報提供の推進 31 億円(19 億円)</p>
--

(1) 成果に対する評価に基づく民間委託による長期失業者の就職支援（緊急雇用創出特別基金の活用）

民間委託による長期失業者の就職支援事業について、事業に関する評価結果を踏まえ、より効果的・効率的な就職支援となるよう民間事業者の活用を拡大する。

年間対象者 5,000人 8,000人

(2) 地域職業相談室（仮称）の設置による市町村と連携した職業相談・職業紹介の実施（新規） 7 億円

市町村の要望等を勘案し、ハローワークと市町村が共同で運営する地域職業相談室（仮称）を設置し、市町村が行う相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介を行う。

(3) 利用者の立場に立った雇用関連事業のワンストップサービスの提供（新規） 5.3 億円

地方公共団体、独立行政法人、公益法人等が実施している雇用関連事業について、利用者の立場に立ったワンストップサービスを推進するため、助成金申請の取次ぎ等を行う総合的な相談・情報提供窓口をハローワークに設置する。

(4) 官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の拡充 7.9 億円

官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」について、携帯電話を活用した求人情報提供機能の拡充を図る。

(5) 国・地方公共団体・民間職業紹介機関による官民交流会の実施（新規）
4 4 百万円

国・地方公共団体・民間職業紹介機関が一堂に会して、職業相談・職業紹介の技法等の向上、地域の労働力需給に関する情報交換等を行う官民交流会を実施する。

4 求職者の個々の状況に的確に対応したハローワーク等の就職支援の充実	3 9 7 億円(3 5 3 億円)
------------------------------------	---------------------

(1) 就職実現プランの策定や早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）等による個別総合的支援の実施
7 1 億円

会社都合による離職者や自営廃業者であって家計の担い手である求職者に対し、再就職に向けた求職活動計画（就職実現プラン）を個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を実施するとともに、早期再就職の緊要度が高い求職者に対し、求人開拓から就職に至る一貫した就職支援を個々人ごとにきめ細かく実施する専任の支援員により、効果的な就職支援を行う。

(2) 未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実を通じた就職促進
8 . 7 億円

ハローワークに申し込まれた求人が未充足となっている事業主に対し、求職者情報の提供、事業所見学会等の求人充足に向けたフォローアップを徹底することにより求人者サービスを充実するとともに、求職者の就職促進を図る。

(3) 業種・職種間ミスマッチ対策の充実（新規）
1 5 億円

希望する求人の範囲が極端に狭い、又は範囲が特定できない等の理由により有効適切な求職活動ができずにいる求職者に対し、効果的な求職活動のノウハウや留意事項の提供、求人が多く就職可能性の高い業種や職種への求職活動の方針転換の促進等のため、セミナーの開催等の集団指導や適職選択支援員による個別具体的な助言・相談を行うことにより求人と求職のミスマッチの解消を図る。

(4) 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援（新規）
2 0 億円

新たに導入される生活保護受給者及び児童扶養手当受給者の自立支援プログラムの一環として、福祉事務所とハローワークの連携や、無料の職業訓練の拡充により就労を支援する。

(5) 市場化テストのモデル事業の実施
5 . 6 億円

キャリア交流プラザ事業の公設民営等を市場化テストのモデル事業の対象とする。

第5 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現

持続可能な介護保険制度の構築を図るとともに、介護サービスの提供体制の整備や質の向上、高齢者虐待への対策の推進等を図る。

65歳までの雇用の確保や中高年齢者の再就職支援を推進するとともに、高年齢者の多様な就労を促進する。

年金制度については、長期的に安定した信頼される年金制度の構築を目指し、保険料徴収対策の推進等安定的で効率的な運営を確保するための施策を積極的に推進する。

1 持続可能な介護保険制度の構築と関連施策の推進

2兆900億円（2兆535億円）

（1）持続可能な介護保険制度の構築 1兆9,518億円

急速な高齢化に対応し、将来にわたって、持続可能な介護保険制度を構築するため、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立など、介護保険制度の見直しを実施する。

（2）介護サービスの提供体制の整備 1,066億円

地域介護・福祉空間整備等交付金の創設 866億円

地域再生の推進の観点から、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設する。

ユニットケアの研修の充実 1億円

ユニットケアの特徴を活かしたサービス提供を確保するため、ユニットケアを導入する特別養護老人ホームの管理者等に対して研修を実施するとともに、都道府県等において中心的な役割を果たす研修指導者の養成を推進する。

（3）介護サービスの質の向上 15億円

介護サービスの情報開示の推進 5億円

利用者による良質なサービスの選択を支援するとともに、介護サービスの質の向上を促すため、情報開示システムを構築し、介護サービス事業所に関する情報開示の標準化を図る。

ケアマネジメントの質の向上 9.6 億円

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する現任研修等を着実に実施するとともに、ケアマネジャーに対する支援体制の整備やケアマネジャーの資格管理等を行うシステムを整備する。

（４）高齢者虐待に対する対応 7.7 億円

高齢者虐待問題に対応するため、在宅介護支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見やケースマネジメントを行う「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築する。

2 高齢者等の雇用・就業対策の充実

854 億円（876 億円）

（１）65 歳までの雇用機会の確保 496 億円

「65 歳雇用導入プロジェクト」（仮称）の創設 18 億円

改正高齢者雇用安定法の円滑な施行を図るため、賃金・人事処遇制度の見直しや継続雇用制度の導入促進について事業主団体を通じて指導・相談を行う。

（２）中高年齢者の再就職支援の推進 85 億円

年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業の強化

3.1 億円

年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、中高年齢者等の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う。

（３）中高年齢者の多様な就労の促進 273 億円

シルバー人材センター事業の拡充 141 億円

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、軽易な就労を希望する高齢者に対し、高齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業を拡充する。

3 持続可能で安心できる年金制度の構築

10兆7,032 億円（5兆8,246 億円）

年金給付費国庫負担金 6兆2,595 億円

（平成17年度予算のポイントに掲載）

グリーンピア業務・住宅融資業務の廃止 4兆4,436 億円

年金資金運用基金が行っているグリーンピア業務・住宅融資業務を廃止する。

これに伴い、財政融資資金からの借入金の繰上償還等を行う。

なお、このうち住宅融資業務に係る基金の余裕金による繰上償還については、人員の整理等最大限の自助努力を含む経営改善計画を策定・実施することを前提に補償金を免除し、年金特別会計の負担を軽減する。

社会保障協定の推進

41 百万円

国際的な人的交流が活発化し、企業間の国際競争が激しさを増す中で、日本と外国の年金制度等への二重加入の回避と年金の受給権確保を図るため、社会保障協定の締結に向けた取組を着実に推進する。

(参考) 平成17年度の年金額について

平成16年の消費者物価指数は対前年比 0.2 ~ +0.1%程度となる見込みである。年金改正法の経過措置に基づき、物価スライド特例水準(平成12~14年度の累積 1.7%分を据え置いている水準)が、改正後の規定により計算された年金額を上回る間は、特例水準の年金額を支給することとされている。(その間は、特例水準の年金額を維持し、物価が上昇した場合でも引上げを行わないこととし、これにより1.7%の特例措置分を解消。)

ただし、物価が下落した場合には、物価スライドにより引下げ。

・ 年金額への影響 (0.1%の場合)	(平成16年度)	(平成17年度)
	【サラリーマン世帯の標準的な年金額】	
厚生年金(月額)	233,300円	233,058円
【老齢基礎年金】		
国民年金(月額)	66,208円	66,142円

4 安定的で効率的な年金制度の運営の確保等

< 加入適用、保険料徴収、年金給付及び年金相談の実施等 >

5,324億円(5,667億円)

~ 社会保険庁改革の推進 ~

効率的で質の高い社会保険サービスの実現と国民の信頼回復に向けて、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の議論を踏まえ、「緊急対応プログラム」に基づき、国民サービスの向上、予算執行の透明性の確保、保険料徴収の徹底等についての取組を推進するなど、社会保険庁の抜本的な改革を進める。

(1) 国民サービスの向上

157億円

年金相談の充実

79億円

年金相談の急増等に対応するため、社会保険事務所等において毎月1回は土曜日の年金相談を実施するとともに、毎週月曜日は相談窓口時間を延長する。

また、年金相談センターの増設及び地域ニーズに応じた移転・廃止を行う。

年金電話相談については、全国统一番号を導入し、年金電話相談センターを活用した全国的な仕組み(広域化)を構築する。

年金個人情報提供 17億円

年金加入状況について、インターネットを活用し情報の提供を行うほか、国民年金第1号被保険者に対し、直近1年間の保険料の納付記録等を提供する。

年金受給手続の改善 12億円

年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、年金加入履歴等を印字した「裁定請求書」の送付（ターンアラウンド方式）や住民基本台帳ネットワークシステム等を活用した年金受給者の生存確認を実施するためのシステム開発等を行う。

(2) 予算執行の透明性の確保等 96億円

社会保険オンラインシステムの抜本的な見直し 64億円

社会保険オンラインシステムの将来像等を掲げた最適化計画を策定する。また、調達コストの低減を図るため、平成19年度に社会保険事務所に設置している端末設備を専用機器から汎用機器へ移行（オープン化）するためのシステム要件等の検討を行い、調達機器の仕様書を作成する。

年金の福祉施設等の整理合理化 32億円

年金福祉施設の整備費及び委託費には新たに年金保険料財源を投入しないとともに、施設整理のための独立行政法人を設置し、5年を目処に廃止・売却を着実に進める。

また、政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等についても併せて廃止・売却を進める。

【16年度予算からの縮減額】
・年金福祉施設整備、年金の委託事業の廃止等 293億円

事務コストの削減

競争入札の徹底等により、事務費の節減を図るとともに、予算執行の透明性を確保する。また、予算執行について調達委員会等におけるチェックを徹底し、不適切な予算執行を排除する。

【16年度予算からの縮減額】
・職員宿舍整備の減、事務局借料の減等 22億円
・業務の見直しや経費の見直し 67億円
・広報リーフレット等の減 47億円

- (3) 個人情報保護等の徹底 2 . 4 億円
 個人情報の漏洩の防止
 端末操作に必要なカードについて、担当職員ごとのカード番号を固定化し、本人識別のためのパスワードを登録するとともに、アクセス内容の監視の徹底を図る。
- (4) 保険料徴収の徹底 1 5 4 億円
 国民年金保険料収納対策の推進 1 3 2 億円
 国民年金推進員による戸別訪問活動の強化、業界団体等への保険料収納の委託、保険料納付額証明書の発行等により、保険料収納対策を推進する。
- 国民年金未加入者の適用対策の実施 7 . 8 億円
 国民年金未加入者については、その把握に努め届出勧奨を実施するとともに、勧奨しても届出のない者に対しては、職権適用を実施する。
- 未適用事業所に対する適用対策の強化 1 4 億円
 厚生年金・健康保険の未適用事業所に対し、巡回説明の充実や、加入指導を強化するとともに職権適用を実施する。
- (5) 組織の改革 1 . 9 億円
 外部委託の拡大 1 . 9 億円
 規制改革・民間開放推進会議の基本方針を踏まえ、社会保険業務のうち、国民年金保険料の収納業務、年金電話相談センター業務、未適用事業所の適用促進業務について「市場化テスト」のモデル事業を実施する。
- 人員の配置の見直し
 人員配置の地域格差の是正、本庁と地方庁の人事交流を大幅に拡大する。
- 年金等事務費の取扱いについて
 (平成 1 7 年度予算のポイントに掲載)

第6 障害者の自立支援の推進と生活保護制度の適正な実施

障害者施策については、障害者の地域における自立した生活を支援する体制を整備するため、制度の抜本的な見直しを行う。また、発達障害者に対する支援体制を整備するほか、精神障害者の保健福祉施策や、障害者の雇用・就労支援と職業能力開発の充実を図る。

さらに、生活保護受給者の自立・就労を支援するため、自立支援プログラムの導入を推進する等、生活保護制度の適正な実施を図る。

1 障害者の地域生活を支援するための施策の推進

6,577億円(6,154億円)

(1) 居宅生活支援サービス等の推進 3,887億円

障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の居宅生活支援サービス等の推進を図る。

(平成16年度) (平成17年度)

居宅生活支援費 602億円 930億円(328億円増)

施設訓練等支援費 2,871億円 2,902億円(30億円増)

(2) 発達障害者に対する支援 7億円

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県等に発達障害の検討委員会を設置、障害保健福祉圏域において個別支援計画の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施するとともに、自閉症・発達障害支援センターの拡充を図る。

(3) 社会参加等の促進 276億円

障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活できるよう、身体障害者補助犬育成事業や情報・コミュニケーション支援事業などの障害者自立支援・社会参加総合推進事業及び補装具給付事業等を推進する。

2 精神障害者保健福祉施策の充実

956億円(806億円)

(1) 精神障害者の社会復帰対策の推進 257億円

精神障害者の社会復帰を促進するため、退院後の地域生活支援の拠点として、グループホームをはじめとする居宅生活支援サービス及び社会復帰施設の充実を図る。

(2) 良質かつ適切な精神医療の効率的な提供 6 1 7 億円

在宅の患者に身近な地域において良質かつ適切な精神医療を提供するため、通院医療公費負担を行うほか、現行の輪番制による精神科救急に加え、精神科救急医療センターの整備を図る。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備 8 2 億円

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療を実施するとともに、指定医療機関の運営に必要な経費の負担、医療従事者等の養成研修を行うなど医療体制の整備を図る。

3 障害者の雇用・就労支援と職業能力開発の充実

2 6 1 億円 (2 3 9 億円)

(1) 精神障害者に対する雇用対策の強化 6 . 3 億円

精神障害者に対する総合的雇用支援の実施 (新規) 2 . 9 億円

精神障害者の復職・雇用促進、在職精神障害者の雇用継続に取り組む事業主に
対し、総合的・体系的な支援を行うとともに、精神障害者の職業生活への移行を
円滑に図るための支援技法を開発する。

(2) 多様な形態による障害者の就業機会の拡大 6 5 億円

I T を活用した在宅就労支援事業者 (バーチャル工房) への支援 (新規)

1 . 5 億円

在宅の障害者に対して情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するた
めの訓練の支援を行う事業者 (バーチャル工房) に対する補助事業を創設すると
ともに、同工房に対する技術指導等にかかる支援を実施する。

障害者試行雇用事業の拡充

9 億円

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を
取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を
推進する。

対象者数 4 , 2 0 0 人 6 , 0 0 0 人

(3) 雇用と福祉の連携による障害者施策の推進 1 1 億円

地域における福祉的就労から一般就労への移行の促進 (新規)

6 6 百万円

ハローワーク、福祉施設、地域障害者職業センター等の関係機関の緊密な連携
の下に、授産施設等の福祉施設で就労している障害者の一般就労への移行を支援
する事業を創設する。

障害者就業・生活支援センター事業の拡充 10億円
 障害者に対する就業及び日常生活に係る相談、助言等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。
 80箇所 90箇所

(4) 福祉部門における就労支援の充実 108億円
 小規模作業所への支援を充実強化する事業を創設し育成等を図るとともに、地域での障害者の就労支援を促進させる。

(5) 障害者に対する職業能力開発の推進 70億円
 公共職業能力開発施設における障害者訓練の推進 55億円
 障害者職業能力開発校が設置されていない地域において、職業能力開発校に知的障害者等を対象とした訓練コースを設定し、障害者の職業訓練の全国的な体制整備を図る。
 実施県 15県 23県

事業主や社会福祉法人等の民間を活用した実践的な職業訓練の推進 15億円
 企業、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し、精神障害者をはじめとする様々な障害の態様に応じた職業訓練を推進する。
 委託訓練対象者数 5,000人 6,000人

4	年金を受給していない障害者への特別給付金の支給	101億円
---	-------------------------	-------

特定障害者に対する特別障害給付金の支給 101億円
 (平成17年度予算のポイントに掲載)

5	生活保護制度の適正な実施	1兆9,366億円(1兆7,489億円)
---	--------------	----------------------

(1) 自立支援プログラム導入の推進
 生活保護受給者の実情に応じた自立・就労支援のため、ハローワークとの連携も図りつつ、自立支援プログラムの導入を推進する。

(2) 生活保護基準の見直し
 生活扶助費
 国民の消費動向や社会経済状況などを総合的に勘案し、前年度同額とする。

母子加算等生活扶助基準の見直し

16～18歳の子どものみを養育するひとり親世帯について、母子加算の支給対象外とし、支給額を3年間で段階的に廃止する。また、多人数世帯（4人以上）の生活扶助基準額の適正化等の見直しを行う。

高校就学費用の給付

生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、新たに高等学校への就学費用を給付する。

老齢加算の段階的廃止（2年目）

平成16年度からの3年間で段階的に廃止する。

生活保護費負担金については、三位一体改革の政府・与党合意（平成16年1月26日）において、「生活保護費負担金の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する」とこととされた。

第7 安心・安全な職場づくりと公正かつ多様な働き方の実現

経済環境が著しく変化する中で発生している重大な災害を防止するとともに、過重な労働による労働者の健康障害防止やメンタルヘルス対策を行う。また、賃金不払残業の解消など誰もが安心して安全に働ける職場づくりを推進する。

さらに、多様な働き方が広がる中で、労働者個人の生活に配慮した働き方を実現できる環境の整備を行うとともに、男女雇用機会均等の確保など公正な働き方を推進する。

1 安心して安全に働ける環境づくり 310億円(336億円)

(1) 重大災害の発生を防止するための安全対策の推進 20億円

事業主が自主的に事業場の危険・有害要因の低減を図るため、事業主自らが計画を作成する「労働安全衛生マネジメントシステム」の普及を推進し、労働災害のより一層の防止を図る。

(2) 過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進

30億円

労働者の過重労働による健康障害の防止に向けて事業主が留意すべき事項をまとめた手引きを作成し周知・啓発する。また、事業主に対してメンタルヘルス関係の専門家による指導を行うなど、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策を促進する。

(3) 石綿等有害物質に係る健康障害防止対策の推進 3.9億円

建築物の解体作業等において、事業主が行う石綿含有の有無の分析等によるばく露防止対策の充実や作業計画の作成などの取組を促進する。

(4) 賃金不払残業の解消に向けた取組等の推進 255億円

「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知・啓発により労使の自主的な改善を進めるとともに無料電話相談窓口を引き続き開設し、賃金不払残業の解消に向けた取組を促進する。

また、企業倒産により賃金が未払のまま退職させられた労働者に対する未払賃金立替払制度について、迅速かつ適正な運営を行う。

2 多様な働き方を選択できる環境整備	19億円(20億円)
--------------------	------------

- (1) パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進 4.8億円
パートタイム労働者と正社員との均衡の確保に向けた先駆的な取組を行う事業主を支援すること等により、パートタイム労働者と正社員との間の均衡処遇の浸透・定着に向けた環境整備を図る。
- (2) 在宅就業対策等の推進 1.8億円
在宅就業のための知識・技術の到達度や仕事の適性等を自己確認できるような能力評価システムを開発するとともに、各種情報提供、相談援助を行う。あわせて、在宅勤務による健康面、社会的効果や労働条件への影響についての調査を行う。
- (3) ワークシェアリングの普及促進 2.2億円
多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施 2.1億円
多様な働き方の選択肢を拡大するため、短時間正社員制度等の導入に向けたモデルの開発を進めるとともに、多様就業型ワークシェアリングに関する普及啓発を行う。
- (4) 生活に配慮し、多様な働き方に対応した環境整備 10億円
多様な働き方が広がる中で、労働者個人の生活に配慮した労働時間管理に関する労使の自主的取組を推進し、長期休暇制度の普及促進を図るなど労働環境の整備を図る。

3 公正な働き方の推進	18億円(17億円)
-------------	------------

- (1) 男女雇用機会均等確保対策の推進 3.3億円
男女雇用機会均等法の適正な施行に努めるとともに、いわゆる「コース別雇用管理」制度の適正な運用に向けた周知徹底と行政指導の一層の強化を図る。
また、男女雇用機会均等政策研究会報告を受け、男女双方に対する差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの問題への対応等、均等施策の更なる推進に向けた検討を行う。
- (2) 個別労働紛争対策の総合的な推進 1.4億円
増加する個別労働紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局での紛争解決制度を着実に推進するとともに、新たに企業内での紛争の自主的解決の促進に向けた人材育成に対する支援を図る。
- (3) 労働分野におけるCSR(企業の社会的責任)の推進(新規) 10百万円
企業の労働における社会的責任の取組を推進する支援策のあり方について検討を行う。

第8 安心して質の高い医療の確保等のための施策の推進

医療に対する国民の信頼を高め、安全で安心な医療が提供されるよう、医療安全対策を総合的に推進するとともに、医療のIT化や、医師の臨床研修制度の円滑な推進等を図る。また、救急医療の充実など質の高い効率的な医療提供体制の構築を図るとともに、医療保険制度の安定的な運営を確保する。

また、SARS等の感染症対策の充実を図るとともに、肝炎対策、エイズ対策等を推進する。

1 安心して質の高い医療提供体制の充実 498億円(537億円)

(1) 医療安全対策の総合的推進 13億円

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(新規) 1億円

医療の質と安全性を高めるため、医療機関から診療行為に関連した死亡等の調査依頼を受け付け、法医学者・病理学者合同で解剖を実施するとともに、専門医による事案調査も実施し、それらの結果に基づき、因果関係及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業を実施する。

医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業の推進 1.1億円

医療事故の発生予防・再発防止のため、「第三者機関」において医療機関等から幅広く事故に関する情報を収集し、これらを総合的に分析した上で、その結果を医療機関等に広く情報提供する事業の充実を図る。

医薬品表示コード化による医療事故防止対策の推進 40百万円

医薬品の名称や外観の類似により生じる製品取り違えの医療事故を防止するため、医薬品コード表示に必要なコード体系データベースを整備する。

(2) 救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保 363億円

救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を図るため、救命救急センター等の整備を進めるとともに、災害時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT^{ディーマット})の研修を実施する。

へき地・離島の診療所とへき地医療拠点病院等を結ぶテレビ会議システム等を整備するとともに、医療機関を退職した医師に対し、再就業のための再教育を行い、へき地・離島の診療支援体制の整備を図る。

(3) 医療のIT化の着実な推進 10億円

電子カルテシステムの普及を図るため、地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入し、セキュリティを確保したインターネットを介して、周辺の連携医療機関が電子カルテの活用を図るネットワークを構築するための事業等を行う。

(4) 質の高い看護の提供 113億円

訪問看護ステーション多機能化に向けた検討(新規) 1.3億円

患者が訪問看護ステーションに通所し、集中的に効率的な看護の提供を受ける「通所看護」機能などの訪問看護ステーションの多機能化に向けた検討を行うなど、訪問看護事業の拡充を図る。

新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業(新規) 78百万円

医療安全の確保に向け新人助産師に対し、十分な教育体制(専任の指導者等)と研修プログラムに基づき研修を実施する医療安全推進モデル研修事業を行う。

2 新臨床研修制度の円滑な推進 200億円(188億円)

医師臨床研修の推進 182億円

平成16年度より必修化された医師臨床研修について、引き続き、適切な指導体制の下での研修を実施するため、研修を行う病院に対し、必要な支援を行う。

歯科医師臨床研修の推進 11億円

平成18年度からの歯科医師の臨床研修必修化に向け、所要の準備を進める。

3 感染症・疾病対策の推進 1,839億円(1,801億円)

(1) 感染症対策の充実 76億円

動物由来感染症対策の推進 1.8億円

「動物の輸入届出制度」の施行に向けて、検疫所における届出の受理・審査体制を整備するほか、制度の普及啓発、電子申請システムの開発等を行い、動物由来感染症対策の推進を図る。

新興・再興感染症対策に関する研究の推進 19億円

SARS、新型インフルエンザ等の診断法・治療法など、新興・再興感染症に関する研究を推進する。

- (2) 肝炎対策の推進 5 1 億円
C型肝炎等緊急総合対策に基づき、老人保健事業における肝炎ウイルス検診など各種健康診査の場を活用した肝炎ウイルス検査の実施、肝炎ウイルス感染者に対する保健指導や肝炎に関する正しい情報提供等を引き続き実施するとともに、特に肝炎・肝硬変・肝がん等の予防及び治療法の研究について一層の推進を図る。
- (3) 移植対策の推進 2 7 億円
臓器移植対策の推進 5 . 2 億円
臓器移植に対する理解を深めるため、公共広告機構の協力を得て、テレビ、新聞等のメディアを活用した普及啓発の一層の推進を図る。

造血幹細胞移植対策の推進 1 8 億円
既存の骨髄ドナー登録者の意識啓発を図るとともに、ドナー登録窓口体制の充実により、骨髄ドナー登録者の確保を図る。また、より移植に適した細胞数の多いさい帯血の確保を図る。
- (4) 難病対策の推進 1 , 1 1 5 億円
難治性疾患に関する調査・研究の推進により、治療法等の確立と普及を図るとともに、難病相談・支援センター事業等の充実により、地域における難病患者の療養生活支援の一層の推進を図る。
- (5) ハンセン病対策の推進 4 6 8 億円
ハンセン病療養所入所者の療養を確保するとともに、退所者に加え、ハンセン病療養所に入所歴のない者の社会生活に対する支援を新たに行う。また、ハンセン病資料館の拡充など、ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及の充実を図る。
- (6) エイズ対策の推進 8 7 億円
エイズ発生動向を踏まえ、青少年や同性愛者等に対する啓発普及や、大都市における休日・夜間の検査・相談体制を充実する。また、平成 1 7 年 7 月に我が国で開催予定のアジア・太平洋地域エイズ国際会議を支援する。
- (7) リウマチ・アレルギー対策の推進 1 1 億円
リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の病因・病態の解明、治療法の開発等の研究を推進するとともに、正しい情報の普及啓発を図る。
- (8) シックハウス対策の推進 3 . 6 億円
シックハウス症候群の原因分析、診断・治療法の研究等を活用し、関係省庁と連携しつつ、総合的な対策を推進する。

4 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

8兆723億円(8兆1,238億円)

政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担 8兆723億円

第9 国民の安全のための施策の推進

医薬品安全対策については、従来の製薬企業等を通じた事後的な対応のみならず、学会、医療機関、企業等との連携による予測・予防型の積極的な副作用対策を実施するとともに、医療機器審査の充実・強化や血液対策等を推進する。

また、国民の健康保護の観点から、残留農薬基準の策定や食品添加物の安全性確認、消費者等との食品安全に関するリスクコミュニケーションの充実、輸入食品、健康食品の安全対策の強化など食品安全対策を引き続き推進する。

あわせて、健康危機管理体制の強化、医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化を図る。

1 医薬品・医療機器の安全対策等の充実

122億円(128億円)

(1) 安全対策の充実・強化 5.5億円

重篤副作用疾患の早期発見、早期対応の推進(新規) 44百万円

重篤な副作用の早期発見、早期対応のため、関係学会等と連携の上、初期症状、典型症例、診断法等を包括的にとりまとめた「重篤副作用疾患別適正対応マニュアル」(4年間で120疾患)を作成し、医療機関や患者等に情報提供する。

また、計画的にリスク因子の解明と副作用の発生機序研究を推進することにより、将来的には副作用の発生を低減した新薬開発を可能とするなど、医薬品の安全対策について、これまでの事後対応型に加え、予測・予防型の積極的な副作用対策を展開する。

小児に対する薬物療法の質の向上(新規) 66百万円

小児用の適応・用法用量等に関する情報が必要な医薬品について、学会や医療機関等と連携して、処方情報や文献情報を収集・解析し、使用法の評価、整理を行い、製薬企業に承認申請等を指導する(5年間で約100薬剤)。

妊婦のためのクスリ情報センターの設置(新規) 48百万円

新たに設置する「妊婦のためのクスリ情報センター」(国立成育医療センターに設置)において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を通じ、妊婦の服薬情報とその後の出生児への薬の影響の有無に関する情報を収集・蓄積・データベース化し、服薬相談や添付文書の改訂に活用する。

(2) 医療機器審査の充実・強化 1 . 4 億円

IT、バイオテクノロジーなど多様な最先端の技術を用いた医療機器を医療の場に迅速に提供するため、医療ニーズが高く実用可能性のある次世代医療機器（5分野）について、審査時に用いる技術評価指標等を予め作成し、公表することにより、製品開発の効率化及び承認審査の迅速化を図る。

(3) 血液対策の推進 8 億円

輸血医療の一層の安全性を確保するため、健康な献血者を確保し、検査目的での献血を防止する観点から、献血者情報システムの整備、献血時の問診強化、複数回献血クラブの設立などを推進する。

(4) 薬剤師の資質向上対策の推進 1 . 1 億円

医療の担い手としての質の高い薬剤師を養成するため、薬学教育6年制の移行に伴う実務実習に必要な指導薬剤師の養成や、4年制卒業薬剤師に対する知識・経験の更なる向上のために研修の充実強化を図る。

2 国民の健康保護のための食品安全対策の推進

1 5 7 億円 (1 5 9 億円)

(1) 食品衛生法に基づく基準の策定等の推進 1 7 億円

食品添加物の安全性確認の計画的な推進 1 3 億円

長い食経験等を考慮して使用が認められている既存添加物について、毒性試験等の安全性確認を計画的に推進する。

さらに、国際的に安全性が確認され、かつ、広く用いられている食品添加物について、必要な場合には国が指定のための安全性確認を行う。

残留基準未設定の農薬等の基準策定の計画的な推進 3 . 3 億円

残留基準が設定されていない農薬、動物用医薬品等の食品中への残留を禁止する措置（ポジティブリスト制）の導入（平成18年5月までに導入）に向けて、基準等の設定を計画的に推進する。

食品汚染物質の安全性検証の推進 4 6 百万円

長期にわたる摂取による健康への影響が懸念される食品中の汚染物質のうち、重金属について、各食品別の濃度や摂取量を調査し、安全性の精密な検証を推進する。

(2) 消費者等への情報提供の充実 3 6 百万円

食品安全に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の充実 2 8 百万円

食品安全に関する施策についての国民の理解や信頼を構築するため、的確な情報提供や消費者等との意見交換会を行うなど、リスクコミュニケーションの取組を充実する。

(3) 輸入食品等の安全対策の強化 1 2 6 億円

輸入食品の監視等の強化 1 9 億円

輸入食品の過去の違反状況、危険情報等を踏まえた輸入食品監視指導計画に基づき検疫所で行うモニタリング検査の充実を図るとともに、輸入食品監視支援システムの改善を行うことにより、検疫所における業務の効率化を図る。

さらに、食品衛生法に基づく包括的輸入禁止規定の発動が検討されている輸出国に対して、食品衛生全般における衛生状態及び管理状態を確認し必要な措置を求めるなど、輸入食品の安全対策を強化する。

モニタリング検査計画件数 平成 1 7 年度 7 6 , 6 8 2 件

健康食品対策の充実・強化 7 3 百万円

消費者が健康食品を適切に選択できるよう、正確かつ十分な情報提供の方策を講じるとともに、食品の健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大な広告に対する監視強化を図る。

さらに、健康影響が懸念される安全性が疑わしい健康食品については成分分析等を行うなど、健康被害を未然に防ぐための対策の充実を図る。

食肉の安全確保対策の推進 3 3 億円

と畜場における B S E 検査の実施について、引き続き特例措置として、検査キットに対する国庫補助を行う。

(4) 食品安全に関する研究の推進 1 4 億円

食品リスク分析による衛生管理手法の開発、先端科学を融合・応用した検出技術の開発や健康影響についての科学的根拠に基づいた安全性に係る調査研究など、食品安全に関する研究を推進する。

3 安全で良質な水の安定供給	9 0 2 億円(9 6 5 億円)
----------------	---------------------

水道施設の整備 9 0 0 億円

すべての国民に安全で良質な水道水の供給を行うとともに、地震・湧水時においても安定的な給水を確保するなど、平成 1 6 年 6 月にとりまとめた「水道ビジョン」の実現に向けた取組を推進する。

4 麻薬・覚せい剤等対策の推進

9億円（14億円）

青少年に対する薬物乱用防止の普及啓発（新規）

20百万円

近年増加傾向にあるMDMA等錠剤型合成麻薬や大麻の乱用に対応するため、薬物乱用による危険性の周知、薬物犯罪に対する規範意識の醸成等を目的とした啓発資材を作成し、薬物乱用の一層の浸透が懸念される青少年層を対象とした予防啓発活動を展開する。

取締体制の強化

5.7億円

インターネットの利用等により潜在化・広域化する薬物密売等に対処するため、取締体制を強化する。

5 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

179億円（56億円）

（1）基礎研究の推進

63億円

先端的医療の実用化、治験等の臨床研究の推進

20億円

基礎研究成果について実用化の可能性を探り、患者に有用な医薬品・医療技術等を提供する機会を増加させるための探索的な臨床研究、先端技術の臨床応用に関する研究を推進する。あわせて、医師主導の治験を促進するための環境整備についても拡充を図る。

効果的医療技術、萌芽的先端医療技術の確立研究の推進

33億円

小児分野の標準的医療技術の確立及び医薬品の適正使用を推進する。また、民間企業との連携のもと、トキシコゲノミクス技術やナノテクノロジーを活用した、より安全かつ効率的な医薬品・医療機器の開発に資する研究を推進し、更にゲノム研究の成果を活用してゲノムレベルでの個人差を踏まえた医薬品の効果及び副作用を事前に予測するシステムの開発により、最適な処方を実現とする研究を推進する。

身体機能の解析・補助・代替のための機器開発の推進

10億円

ナノテクノロジー、IT、バイオテクノロジー等の先端的要素技術を効率的に組み合わせて、生体機能を立体的・総合的に解析し、補助・代替する機能を持つ、新しい医療機器の開発を推進する。

(2) 独立行政法人医薬基盤研究所設立による創薬基盤研究等の推進

116億円

平成17年4月に設立される独立行政法人医薬基盤研究所において実施されるゲノム科学、たんぱく質科学等を活用した基盤的研究、生物資源研究及び研究開発振興の推進により、画期的新薬の開発に結びつく創薬基盤の整備を図る。

6	健康危機管理体制の強化
---	-------------

2.1億円(72百万円)

国際健康危機管理ネットワークの推進

72百万円

SARS等の新興感染症、生物剤等によるテロ事案による国民の健康被害を最小限にするため、ネットワーク強化研究事業及び健康危機管理の人材養成・効率的な人材活用に関する研究を推進する。

国立感染症研究所における危機管理体制の強化

1.4億円

国立感染症研究所において、危機管理能力の強化を図るため、国内外での未知の感染症等発生時にWHO等を枠組みとする積極的・広範な疫学調査チームへの参加、対応及び調整を行うとともに、病原体のゲノム情報の蓄積、データベース化や科学的解析を推進する。

第10 その他

1 国際社会への貢献 269億円(271億円)

(1) 国際機関を通じた国際的活動の推進 179億円

世界保健機関(WHO)等を通じた活動の推進 106億円

世界保健機関(WHO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)への拠出等を通じ、SARSや鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症、エイズ、結核等への対応や食品の安全対策の国際的な活動を推進する。

国際労働機関(ILO)を通じた活動の推進 70億円

国際労働機関(ILO)への拠出等を通じ、労働者の基本的な権利の実現、人材育成等の国際的な活動を推進する。

(2) 開発途上国に対する国際協力等の推進 39億円

ASEAN諸国等の開発途上国に対し、保健医療、福祉分野への支援、労使関係の安定化、人材養成に関する支援などの協力を積極的に行う。

2 戦傷病者・戦没者遺族の援護等(戦後60周年関係事業の実施)

570億円(607億円)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給(支給事務経費) 4億円

戦後60周年という機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(額面40万円の10年償還の国債)を支給する。

戦傷病者等の労苦継承事業(仮称)の実施 6億円

戦傷病者及びその妻等が体験した労苦を後世代に伝えることを目的とした「戦傷病者史料館」(仮称)を設置・運営する。

戦没者遺児による慰霊友好親善事業の拡大 3.2億円

戦没者遺児が旧主要戦域の住民との友好親善を図りつつ、広く戦争犠牲者の慰霊追悼などを行う事業について、戦後60周年を迎える平成17年度は参加する遺族と対象地域を拡大する。

全国戦没者追悼式にかかる国費による参列遺族数の拡大 1.2億円

毎年8月15日に実施する全国戦没者追悼式について、平成17年度は戦後60周年を迎えることもあり、国費による参列遺族数を拡大する。

3	中国残留邦人等の支援	16億円(17億円)
---	------------	------------

自立支援通訳の派遣期間の拡充 41百万円

永住帰国した帰国者等への自立支援通訳を、医療・介護を受ける場合には、5年目以降も派遣する。

4	原爆被爆者の援護	1,566億円(1,571億円)
---	----------	------------------

保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進 1,566億円

原爆被爆者に対する健康診断の実施、医療の給付及び諸手当の支給のほか、在外被爆者に対する支援、調査研究及び国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営等を行う。

5	生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	17億円(18億円)
---	--------------------	------------

生活衛生関係営業の振興のための支援 17億円

経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、全国生活衛生同業組合連合会等における経営革新、消費者サービスの向上や健康増進のための自主的活動を支援、促進するとともに、国民生活金融公庫（生活衛生貸付）の融資内容の充実等を図る。

6	「食育」の推進	5億円(5.6億円)
---	---------	------------

国民健康づくり運動を通じた「食育」の推進 4億円

糖尿病の予防に重点を置いた栄養指導マニュアルの策定やボランティアによる食生活改善等を推進する。

「健やか親子21」による母子保健運動を通じた「食育」の推進

23百万円

食を通じた子どもの健全育成をねらいとした乳幼児栄養調査の実施など調査研究の推進を図る。

消費者等とのリスクコミュニケーションを通じた「食育」の推進

72百万円

食品の安全性に関するシンポジウムの開催など消費者と双方向のコミュニケーション等を通じて、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める。

7 ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進

32億円(30億円)

自立支援事業の充実等

31億円

ホームレスの自立を支援するため、総合相談推進事業や技能講習事業等を実施するとともに生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の充実を図る。

ホームレス就業支援事業(仮称)の創設(新規)

1.2億円

野宿生活を余儀なくされているホームレスのうち自立の意思がある者を対象に地方公共団体と民間団体が連携を図りつつ、就業機会の確保を図る事業を創設する。

平成17年度厚生労働省予算案の主要事項一覧表

(単位:百万円)

項 目	主 要 事 項	平成16年度	平成17年度
		予 算 額	予 算 案
第1 生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」の構築～健康フロンティア戦略の推進	1 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策等の推進	-	4,940
	2 「女性のがん緊急対策」による女性の健康支援対策の推進	-	4,349
	3 「介護予防10カ年戦略」による効果的な介護予防対策の推進	-	69,762
	4 「健康寿命を伸ばす科学技術の振興」	-	23,633
第2 次世代育成支援対策の更なる推進	1 地域における子育て支援対策の充実	316,980	343,706
	2 多様な保育サービスの推進	345,626	341,015
	3 子育て生活に配慮した働き方の改革	2,714	3,649
	4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	11,311	11,649
	5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実	28,066	25,755
	6 母子家庭等自立支援対策の推進	311,563	335,137
第3 若年者を中心とした「人間力」強化の推進	1 若者人間力強化プロジェクトの推進	12,633	17,728
	2 若者自立・挑戦プランの推進	18,988	19,458
	3 企業ニーズ等に対応した職業能力開発の推進	24,301	22,798
	4 キャリア形成支援のための条件整備の推進	4,896	4,927
第4 雇用のミスマッチの縮小のための雇用対策の推進	1 地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施	1,876	368
	2 地域に密着した産業雇用の再生・強化	14,882	13,697
	3 民間や地方公共団体との共同・連携による効果的な職業紹介、情報提供の推進	1,914	3,121
	4 求職者の個々の状況に的確に対応したハローワーク等の就職支援の充実	35,348	39,676

(単位:百万円)

項 目	主 要 事 項	平成16年度	平成17年度
		予 算 額	予 算 案
第5 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現	1 持続可能な介護保険制度の構築と関連施策の推進	2,053,535	2,090,044
	2 高齢者等の雇用・就業対策の充実	87,607	85,419
	3 持続可能で安心できる年金制度の構築	5,824,632	10,703,153
	4 安定的で効率的な年金制度の運営の確保等 <加入適用、保険料徴収、年金給付及び年金相談の実施等>	566,667	532,362
第6 障害者の自立支援の推進と生活保護制度の適正な実施	1 障害者の地域生活を支援するための施策の推進	615,350	657,661
	2 精神障害者保健福祉施策の充実	80,609	95,561
	3 障害者の雇用・就労支援と職業能力開発の充実	23,904	26,057
	4 年金を受給していない障害者への特別給付金の支給	—	10,101
	5 生活保護制度の適正な実施	1,748,858	1,936,570
第7 安心・安全な職場づくりと公正かつ多様な働き方の実現	1 安心して安全に働ける環境づくり	33,641	31,000
	2 多様な働き方を選択できる環境整備	1,969	1,900
	3 公正な働き方の推進	1,741	1,823
第8 安心して質の高い医療の確保等のための施策の推進	1 安心して質の高い医療提供体制の充実	53,701	49,819
	2 新臨床研修制度の円滑な推進	18,824	19,981
	3 感染症・疾病対策の推進	180,121	183,908
	4 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保	8,123,766	8,072,313
第9 国民の安全のための施策の推進	1 医薬品・医療機器の安全対策等の充実	12,794	12,198
	2 国民の健康保護のための食品安全対策の推進	15,881	15,703
	3 安全で良質な水の安定供給	96,522	90,171
	4 麻薬・覚せい剤等対策の推進	1,442	924
	5 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化	5,559	17,893
	6 健康危機管理体制の強化	72	213

(単位:百万円)

項 目	主 要 事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予 算 案
第10 その他	1 国際社会への貢献 2 戦傷病者・戦没者遺族の援護等（戦後60周年関係事業の実施） 3 中国残留邦人等の支援 4 原爆被爆者の援護 5 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進 6 「食育」の推進 7 ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進	27,100 60,702 1,655 157,090 1,770 559 3,018	26,866 57,025 1,572 156,641 1,707 497 3,197